二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第九号

二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約

この条約の締約国は、

難破物が除去されない場合には、これが航行又は海洋環境に危険をもたらすおそれがあるという事実を認識し、

難破物の迅速かつ効果的な除去及びこれに関係する費用の賠償の支払を確保するために統一的かつ国際的な規則及び手続を採択することが必要であると確信し、

多くの難破物が国の領域（領海を含む。）に存在し得ることに留意し、

危険な難破物の除去についての責任を規律する法制度の統一性から得られる利益を認め、

千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約及び海洋に関する国際慣習法が重要であること並びにそのため同条約及び海洋に関する国際慣習法に従ってこの条約を実施することが必要であることに留意して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この条約の適用上、

1　「条約水域」とは、国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域をいい、排他的経済水域を設定していない締約国については、当該締約国が国際法に従って決定する水域であって、当該締約国の領海に接続し、かつ、当該締約国の領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないものをいう。

2　「船舶」とは、全ての型式の海上航行船舶をいい、水中翼船、エアクッション船、潜水船、浮遊機器及び浮体式プラットフォーム（現場において海底鉱物資源の探査、開発又は生産に従事している浮体式プラットフォームを除く。）を含む。

3　「海難」とは、船舶の衝突、乗揚げその他の航行上の事故又は船舶内若しくは船舶外の他の出来事であって、船舶又はその貨物に対し実質的な損害を与え、又は与える急迫したおそれがあるものをいう。

4　海難の結果としての「難破物」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(a)　沈没し、又は乗り揚げた船舶

(b)　沈没し、又は乗り揚げた船舶のいずれかの部分（当該船舶内にあり、又はあったあらゆる物体を含む。）

(c)　海上において船舶から失われた物体であって、乗り揚げ、沈没し、又は海上に漂流しているもの

(d)　沈没しようとし、若しくは乗り揚げようとしている船舶又は沈没し、若しくは乗り揚げることが合理的に予測される船舶。ただし、当該船舶又は危険な状態にある財産を救助するための効果的な措置がとられていない場合に限る。

5　「危険」とは、次のいずれかに該当する状況又は脅威をいう。

(a)　航行上の危険又は障害をもたらす状況又は脅威

(b)　海洋環境に対して著しく有害な結果をもたらすこと又は一若しくは二以上の国の沿岸若しくは関係利益に対して損害をもたらすことが合理的に予測される状況又は脅威

6　「関係利益」とは、難破物により直接に影響を受け、又は脅かされる次のような沿岸国の利益をいう。

(a)　沿岸、港湾及び河口における海事上の活動（漁業活動を含む。）であって、関係者の生計のための不可欠な手段であるもの

(b)　関係区域の観光資源その他の経済的利益

(c)　沿岸の住民の健康及び関係区域の福祉（海洋生物資源及び野生動植物の保存を含む。）

(d)　沖合及び水中の基盤

7　「除去」とは、難破物によってもたらされる危険を何らかの方法により防止し、軽減し、又は排除することをいう。

8　「登録所有者」とは、船舶の所有者として登録されている者又は登録がない場合には海難の発生の時に船舶を所有する者をいう。ただし、国が所有する船舶であって、当該国において当該船舶の運航者として登録されている会社が運航するものについては、「登録所有者」とは、当該会社をいう。

9　「運航者」とは、船舶の所有者又は他の団体若しくは者（管理人、裸傭船者等）であって、船舶の所有者から当該船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際し、国際安全管理コード（その改正を含む。）に定める全ての義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。

10　「被影響国」とは、難破物が自国の条約水域に存在する国をいう。

11　「船舶の登録国」とは、登録されている船舶については当該船舶が登録されている国をいい、登録されていない船舶については当該船舶の旗国をいう。

12　「機関」とは、国際海事機関をいう。

13　「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条　目的及び一般原則

1　締約国は、条約水域において危険をもたらす難破物の除去に関し、この条約に従って措置をとることができる。

2　被影響国が1の規定に基づいてとる措置は、危険と均衡を失しないものとする。

3　2に規定する措置は、危険をもたらす難破物を除去するために合理的に必要とされる限度を超えるものであってはならず、難破物が除去された場合には、直ちに終止する。当該措置は、他の国（船舶の登録国を含む。）及び関係者（法人を含む。）の権利及び利益を不必要に害するものであってはならない。

4　条約水域におけるこの条約の適用は、締約国に対し、公海のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し、又は行使する権利を与えるものではない。

5　締約国は、難破物をもたらした海難の影響が被影響国以外の国に及ぶ場合には、協力するよう努める。

第三条　適用範囲

1　この条約は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、条約水域における難破物について適用する。

2　締約国は、次条4の規定に従うことを条件として、この条約を自国の領域（領海を含む。）内に存在する難破物について適用することができる。この場合には、締約国は、その旨を、この条約に拘束されることについての同意を表明する時に又はその後いつでも、事務局長に通告する。締約国がこの条約を自国の領域（領海を含む。）内に存在する難破物について適用することを通告した場合において、その通告は、当該締約国が自国の領域（領海を含む。）内に存在する難破物に関する措置（この条約に従い、当該難破物の位置を特定し、並びに当該難破物を標示し、及び除去することを除く。）をとる権利及び義務に影響を及ぼすものではない。第十条から第十二条までの規定は、当該締約国がとるこのような措置（第七条から第九条までに規定する措置を除く。）については、適用しない。